

会 見 年 月 日	令和 8 年 7 月 24 日（金曜日）		
担 当 課	会計課	（担当者名：平松）	
	総務部デジタル化推進担当	（担当者名：木村）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6802	（内線：2103、2104）	FAX：0791-43-6892

電子請求書サービスの導入及び事業者向け説明会の開催について

1 趣 旨

取引事業者の利便性向上及び庁内事務のデジタル化を図るため、令和 8 年 10 月から電子請求書サービスを導入します。サービスの導入に当たり、取引事業者向けの説明会を開催します。

2 電子請求書サービスの概要

- (1) サービス名称 BtoB プラットフォーム請求書
- (2) 提 供 事 業 者 株式会社インフォーマット
- (3) サービス概要 請求書の発行、受取等のデジタル化に対応可能な請求書クラウドサービスです。当該サービスを介して、市と取引事業者間で請求書をデジタルで授受できます。

3 電子請求書サービス導入のメリット

- (1) 事業者のメリット
 - ア 請求書の印刷、押印、封入、郵送等の手間やコストが削減されます。
 - イ インターネットが利用できる環境があれば、どこからでも当該サービスの基本サービスを無料で利用できます。（市宛の請求に限ります。）
 - ウ ひとつの ID で当該サービスを導入している他自治体、民間事業者等との取引が可能です。
 - エ インボイス制度や電子帳簿保存法に対応しており、請求書の電子データを安全に保管・管理できます。
- (2) 市のメリット
 - ア 紙の請求書の受領、仕分け、開封、保管等の作業が削減されます。
 - イ 当該サービスと財務会計システムを連携することで、請求内容の入力等の作業が削減されます。
 - ウ 請求書の形式が統一されることで、支払の審査に係る時間が短くなり、支払遅延の防止につながります。

4 対象となる請求書

令和8年10月1日以降、上下水道部、病院事業以外の部署宛に発行する請求書が対象です。

ただし、市の補助事業等で請求書の様式を定めているものは対象外です。

5 取引事業者向け説明会

(1) 開催日時及び場所

令和8年8月6日（木曜日）市役所本庁舎2階（204・205 会議室）

（第1回）午前10時から11時まで（入室開始は午前9時半から）

（第2回）午後2時から3時まで（入室開始は午後1時半から）

※ 各回とも内容は同じです。会場の都合で各回の参加人数は64名まで（先着順）です。後日、市ホームページで説明会の動画を公開する予定です。

(2) 説明会内容（予定）

電子請求書サービスの概要及び操作について

(3) 説明会の参加申し込み

令和8年8月4日（火曜日）までに次の申込フォームからお申し込みください。

https://apply.e-tumo.jp/city-ako-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5506

(4) 備考

直近の取引状況を基に、令和8年7月6日付で取引事業者（792 事業所）宛に説明会の案内を郵送しています。

6 その他

詳細は、市ホームページ（<https://www.city.ako.lg.jp/kaikei/ec.html>）をご確認ください。